最終更新日：2016年6月21日
株式会社オープンハウス
荒井正昭
問合せ先：03-6213-0776
証券コード：3288
http://openhouse-group.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「『お客さまが求める住まい』を愚直に追求し続けます。」というグループ企業理念の下、社会に必要とされる不動産会社を目指します。そのためには、組織経営の適正性を担保するための組織体制の整備及び拡充に注力し、以て当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の最大化に向けた組織的基盤を樹立することが重要であるとの認識から、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を示した「コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、これを当社ホームページに掲載しております。
http://openhouse-group.com/ir/library/library_06.html

当社は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する最高規範として位置付けた上、コーポレートガバナンス・コードの趣旨及び背景を十分に斟酌しつつ、「コーポレート・ガバナンス基本方針」に基づく経営を実践していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4－14－2】（取締役・監査役のトレーニング）
役員は、外部機関の開催する研修会や社内勉強会などへの参加を通じて、個々にトレーニングを実施し、研鑽に努めておりますが、当社がトレーニングについて組織的な取組みを実施するには至っておりません。現在、当社は、トレーニングの方針につき具体的な内容を確定すべく、検討を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を、「コーポレート・ガバナンス基本方針」として開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。
http://openhouse-group.com/ir/library/library_06.html

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項につきましては、「コーポレート・ガバナンス基本方針」中における以下の各項目をご参照ください。
【原則1－4（いわゆる政策保有株式）】：「第3」「1」「(5)」「ア　政策保有株式」
【原則1－7（関連当事者間の取引）】：「第3」「1」「(4)」「イ　関連当事者間取引の開示」
【原則3－1（情報開示の充実）】：
(i)：「第2」「1」「(1)」「ア　企業理念・経営の基本方針」
(ii)：「コーポレート・ガバナンス基本方針」全体
(iii)：「第2」「1」「(1)」「オ　経営陣幹部・取締役の報酬」及び同末尾「（＊1）」
(iv)：「第2」「2」「(1)」「ウ　役員候補者の指名・経営陣幹部の選任」
(v)：「第2」「2」「(1)」「ウ　役員候補者の指名・経営陣幹部の選任」
【原則4－1（取締役会の役割・責務(1)）】
補充原則4－1－1：「第2」「2」「(1)」「エ　ガバナンス体制と取締役会への委任事項」
【原則4－8（独立社外取締役の有効な活用）】：「第2」「2」「(2)」「イ　社外取締役」
【原則4－9（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）】：「第2」「2」「(2)」「イ　社外取締役」及び同末尾「（＊3）」
【原則4－11（取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件）】
補充原則4－11－1：「第2」「2」「(2)」「ウ　役員候補者の指名・経営陣幹部の選任」
補充原則4－11－2：「第2」「2」「(5)」「イ　兼任状況の開示」
補充原則4－11－3：「第2」「2」「(1)」「イ　取締役会の審議を活性化するための仕組み」及び同末尾「（＊2）」
【原則5－1（株主との建設的な対話に関する方針）】：「第3」「1」「(1)　対話の基本方針」

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
荒井正昭	24,000,000	41.81
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT （常任代理人香港上海銀行東京支店）	3,985,600	6.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,253,600	5.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,418,400	4.21
オープンハウス従業員持株会	1,329,000	2.32
今村仁司	1,002,000	1.75
株式会社オープンハウス	813,257	1.42

MSCO CUSTOMER SECURITIES （常任代理人モルガンスタンレーMUFG証券株式会社）	762,100	1.33
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	560,500	0.98
野村信託銀行株式会社（投信口）	504,600	0.88

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
足立　勲一郎	他の会社の出身者											
石村　等	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足立　勲一郎	○	―――	不動産業界の経験が長く、その実績と知見が高く評価されていること、及び企業経営の経験から、当社の業務執行に関する意思決定に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役に選任したものであります。また、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同取締役を独立役員としたものであります。
石村　等	○	―――	経営者として豊富な経験、優れた見識を有しており、独立した立場から当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する人材であると判断したため、社外取締役に選任したものであります。また、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同取締役を独立役員としたものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名等諮問委員会	5	0	0	2	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―

補足説明 更新

指名等諮問委員会は、監査役及び社外取締役により構成される任意の委員会であり、役員及び執行役員の人選の適否をはじめとするコーポレート・ガバナンス関連事項について、審議及び情報交換・認識共有を行います。また、議長は、審議の結果を取締役会に報告することとなっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、内部監査部門である内部監査室(以下「内部監査人」といいます。)及び会計監査人と連携して、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。
監査役は、内部監査人及び会計監査人との間で定期的にミーティング等を実施して、会社の現況の報告や、会計監査人の監査計画、監査品質等の確認を行っており、三様監査の有機的な連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠山　雄三	他の会社の出身者													
吉田　修	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠山　雄三		―――	企業集団経営及び子会社管理並びに監査役としての豊富な経験に基づき、企業経営を統治するための十分な見識及び経験を有していると判断したため、社外監査役に選任したものであります。
吉田　修		―――	多くの企業において経理財務責任者及び監査役を歴任しており、企業経営を統治するための十分な見識及び経験を有していると判断したため、社外監査役に選任したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の独立性に関する基準については、当社ホームページをご参照ください(コーポレート・ガバナンス基本方針末尾＊3)。
http://openhouse-group.com/ir/library/library_06.html

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬の連動幅は、当社の業績及び役員の職務内容、職務執行状況、責任等を総合的に考慮して決定されます。
また、当社は、役員持株会制度を導入しており、取締役は毎月一定額を自動的に当社株式の購入に充てることができます。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社グループの業績向上に対する意欲を高めるとともに、株式価値の向上を目指す意識を共有することを目的として、執行役員その他の主要な従業員に対して、新株予約権を利用したストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年9月期における当社取締役(社外取締役を除く。)の報酬額の合計は、176百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、基本報酬(固定給)及び業績連動報酬から構成されております。当社は、業績連動報酬について、当社の業績及び役員の職務内容、業務執行状況、責任等を斟酌し、柔軟かつ流動的な決定を行う方針を採用しております。なお、監査役の報酬は、基本報酬(固定給)から構成されています。
役員の報酬は、株主総会で決議いただいている報酬限度額内において、具体的配分を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役又は社外監査役の職務を補助する専従のスタッフはおりませんが、管理本部及び内部監査人においてサポート業務を兼任して行っております。定例・臨時取締役会及び指名等諮問委員会の開催に際しては、管理本部が事前に資料を配布するとともに、必要に応じて事前の説

明を行っております。
また、当社は、指名等諮問委員会を、社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達体制の枢要部として位置付けています。社外取締役及び社外監査役は、指名等諮問委員会を通じて、それぞれの責務を果たすために必要となる情報交換・認識共有を実施します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

<取締役会・執行役員制度>
当社の取締役会は7名（うち社外取締役2名）で構成され、取締役会規程に基づき、会社の経営上の意思決定機関として、経営方針その他経営に関する重要事項について審議及び意思決定を行うほか、取締役の職務執行状況を監督しております。取締役会は、毎月1回の定期的な開催に加え、必要に応じて随時開催されており、事業活動を巡る様々な議論を活発に行っています。
当社は、取締役会の意思決定の迅速性と経営機能の十分性を両立させる観点から、定款により取締役の員数を必要最小限度に限定しています。取締役会は、この仕組みを前提に、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援します。
また、当社は、経営上の意思決定及び業務執行のそれぞれの機動性・効率性を高めるべく、執行役員制度を導入し、業務執行を執行役員に委ねています。執行役員は、取締役会において決議された経営の基本方針や経営計画に即して、その具体的な執行を担います。

<監査役会>
監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）により構成され、原則として毎月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて随時開催されております。監査役3名のうち2名は、経理財務に関する専門的知見を有し、かつ監査役の経験が豊富な社外監査役であり、客観的・中立的な監督体制が確保されています。
監査役は、期首に監査役会において立案・策定された監査方針及び監査計画に従って、取締役から独立した立場に基づき、取締役会への出席や取締役等からの経営状況の報告の聴取等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。また、内部監査人や会計監査人との情報交換・認識共有や連携を通じて業務監査及び会計監査を補完し、監査役監査機能の強化に努めております。
また、監査役会は、「会計監査人の選定及び評価に関する基準」に基づいて会計監査人の適否を検討し、株主総会における会計監査人の選任等に関する議案の内容を決定します。

<指名等諮問委員会>
監査役及び社外取締役から構成される指名等諮問委員会は、業務執行から一定の距離を置く客観的・中立的な立場から、当社グループにおける役員及び執行役員の人選の適否をはじめとするコーポレート・ガバナンス関連事項の審議等を行い、取締役会の意思決定を補完します。
指名等諮問委員会は、原則として毎月1回定期的に開催されております。

<内部監査人>社長直轄の部署である内部監査人は、期首に立案・策定した内部監査計画書等に基づき、経営全般に亘る社内制度の運用状況及び業務遂行状況につき、その適法性及び妥当性に関する内部監査を実施しております。内部監査人は、原則として当社グループ全部署を対象に内部監査を実施し、その結果を該当会社の代表取締役社長及び被監査部門に報告するとともに、被監査部門に
対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。また、内部監査人は、監査役や会計監査人との情報交換・認識共有や連携を通じて内部監査を補完し、内部監査機能の強化に努めております。

<会計監査人>
当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人に所属する公認会計士が会社法及び金融商品取引法に基づき公正な監査を執行しております。また、重要な子会社に係る会計監査業務についても、同監査法人に所属する公認会計士が執行しています。
会計監査人は、監査計画及び監査結果について、監査役会及び内部監査人に対して随時の報告を行っており、三様監査の連携が確保されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、当社グループを取り巻く事業環境に適切に対応して継続的に企業価値を向上していくためには、意思決定の迅速性が特に重要であると考えております。当社は、当社グループの企業規模や事業計画等を勘案して機動的な意思決定を行うことを可能とする一方で、客観的かつ中立的な経営監視機能を備えることで経営の透明性及び公正性を確保する観点から、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限(開催日の2週間前)より早期に発送しております。 (平成27年の招集通知発送は12月4日、株主総会開催日は12月22日)
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は9月であることから、株主総会の集中日を避けて開催することが可能であります。
電磁的方法による議決権の行使	2015年12月開催の定時株主総会から、パソコン、スマートフォン及び携帯電話による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2015年12月開催の定時株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び第2四半期末後に会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に、独立したIR専用ページを設け、決算情報等を公表しております。 http://openhouse-group.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部内にIR担当を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念及び企業憲章を制定しており、経営環境の変化に適時・適切に対応し、株主・お客様・従業員等、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上をはかり、永続的な発展と成長を目指すことを経営方針の一つとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、会社説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンス強化の一環として「内部統制基本方針」を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. コーポレート・ガバナンス

1) 取締役会は、「社員行動規準」を制定し、全社にこれを周知徹底します。

2) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行の監督を行います。

3) 執行役員は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。

4) 監査役会は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

b. コンプライアンス

取締役会は、コンプライアンスに関する取組みの決定、及び進捗状況を管理し、「コンプライアンス規程」を遵守するとともに、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施、コンプライアンス違反等に関する通報の専用ホットラインの整備等コンプライアンス体制の充実に努めます。また、同制度の実施に当たり、通報者に不利益が及ぶことがないよう、その保護を徹底します。

c. 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」その他社内規程、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

d. 内部監査

内部監査は、内部監査人が行うこととし、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。

ロ. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 情報の保存・管理

当社管理本部長は、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含みます。以下同じ)を関連資料とともに適切に保存し、管理します。

b. 情報の閲覧

当社は、取締役及び監査役がいつでも前項の情報を閲覧することができる状態を維持します。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、かつ、市場リスク、信用リスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスクその他の様々なリスクに適切に対処するため、各種社内規程の制定及び運用や、顕在及び潜在リスクの報告・監視体制の整備など、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備するとともに、全社のリスクを統括的かつ個別的に管理します。

ニ. 取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「業務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の職務権限及び責任の明確化を図ります。

ホ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 監査役の職務を補助する専任の使用人の設置

監査役が必要あると認めた場合は、「監査役監査基準」に基づき、監査役の職務を補助する専任の使用人を置くものとします。

b. 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限及び人事権

監査役の職務を補助する使用人を置いた場合は、当該使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属するものとし、取締役及び他の使用人は、監査役の職務を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。また、監査役を補助する使用人の人事考課は、監査役会で定めた監査役が行うものとし、その人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とするものとします。

ヘ. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 職務執行状況の報告

取締役その他の役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査役に報告します。

b. 取締役による報告

取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告します。

1) 財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容

2) 業績及び業績の見通しの発表の内容

3) 内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策

4) 行政処分の内容

5) その他監査役が求める事項

c. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、重大な法令又は定款違反となるおそれがある事実がある場合には、直接報告することができるものとします。

d. 子会社の取締役・監査役等及び使用人よる報告

子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者についても、aからcに準じて当社の監査役に報告を行うことができるものとします。

ト. への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、報告を行ったことを理由とする報告者への不利益取扱いを禁止するとともに、報告者の職場環境が悪化しないよう適切な処置を講じます。

チ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役は、監査役監査基準に基づき、当社から監査費用の前払及び償還を受けることができます。また、監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合や、職務の執行のために研鑽・研修等を受ける場合には、その費用を会社に対して請求することができます。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 内部監査と監査役の連携
　監査役は、内部監査人との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。
b. 外部専門家の起用
　監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

ヌ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
　重要な関係会社の取締役及び監査役を当社から派遣することにより、その業務遂行状況を監督又は監査します。
　また、当社管理本部長を責任者とする「関係会社管理規程」を設け、重要な関係会社における重要事項については、当社取締役会に報告し、その承認を得ることとするなど、当社グループの業務を適切に管理します。
　さらに、内部監査人は、原則として毎期に、重要な関係会社の業務遂行状況の適否を監査するとともに、当社の当該関係会社に対する管理の状況についても確認を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に努め、事業活動のみならず社会の健全な発展に寄与することが企業市民としての社会的責任であるという理念の下、理由の如何を問わず反社会的勢力との関係を遮断するための体制を維持します。
「反社会的勢力介入防止規程」を制定するとともに、「社員行動規準」に反社会的勢力への対応方針を記載することにより、反社会的勢力との関係遮断に向けて企業に求められる姿勢を示達し、意識の高揚を図ります。
さらに危機管理の観点から、「反社会的勢力対応ガイドライン」を制定し、やむなく反社会的勢力と対峙せざるを得ない状況が発生した場合には毅然とした対応を徹底します。
　また、当社では「社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」（特防連）に加盟し、警察の指導の下、日ごろから反社会的勢力に関らず、かつ、巻き込まれないための情報収集や体制強化に取り組みます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

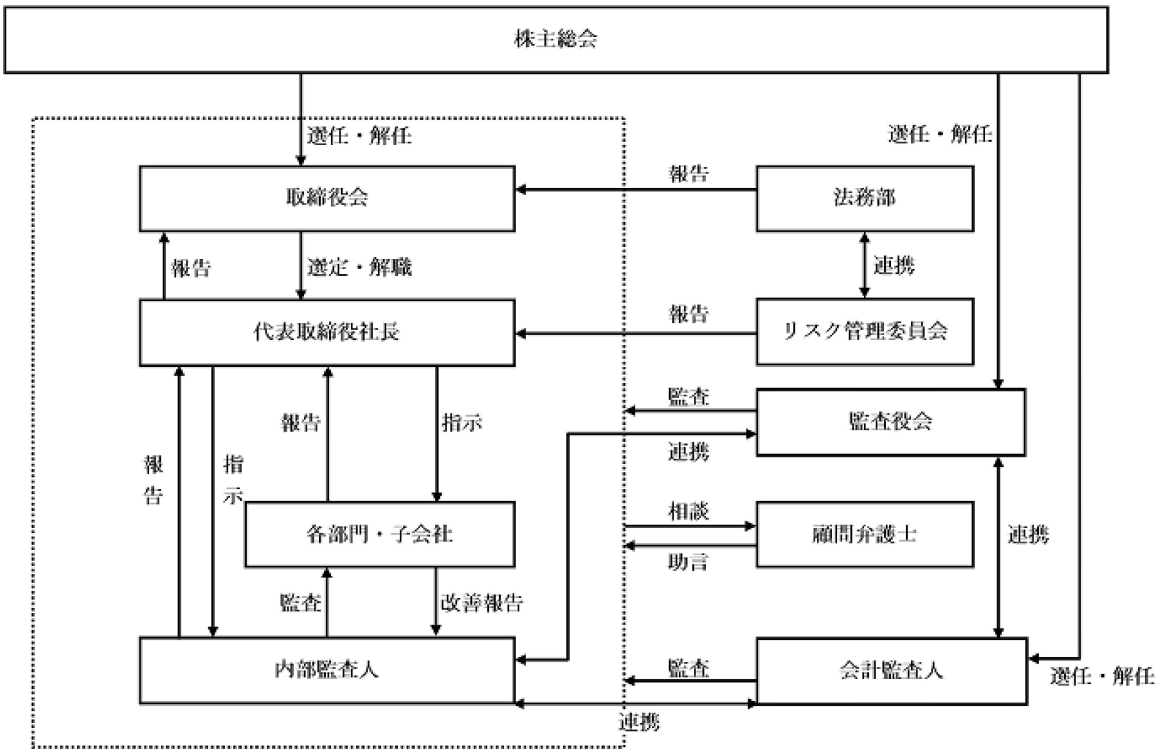
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

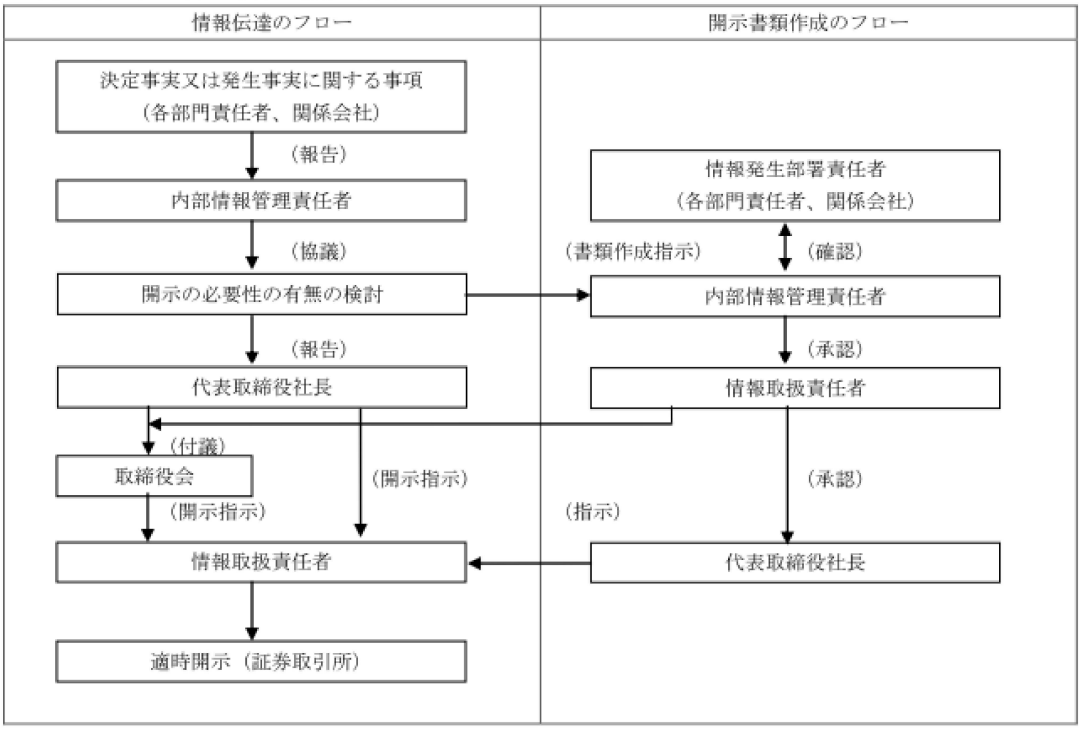
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――



【適時開示体制の概要（模式図）】

○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示



○決算に関する情報の適時開示

